

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：令和3年12月28日（令和3年（独個）諮問第95号）

答申日：令和5年1月26日（令和4年度（独個）答申第5033号）

事件名：本人に係る障害者台帳についての特定の事項の事由及び根拠等の一部  
開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報3につき、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とし、請求保有個人情報4ないし請求保有個人情報7につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報3につき、本件対象保有個人情報を特定したこと及びその一部を不開示としたこと並びに請求保有個人情報4ないし請求保有個人情報7につき、これを保有していないとして不開示としたことは、いずれも妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年9月9日付け3高障求発第337号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料は省略する。）。

##### (1) 審査請求書

ア 本件補正依頼書及び本件決定通知書に対する論駁は別表のとおりである。要するに（中略）強弁している内容は全て嘘である。

イ 障害者台帳（資料3）の一部が不開示であること（本件決定通知書－2）に対して以下のとおり論駁する。まず不開示とされている部分はcase会議の一部であるが当該部分以外は開示されているので一部のみを不開示とするのは失当である。また一部を開示しないことは開示する目的（本件決定通知書－3）を損ねることにもなるのでやは

り失当である。さらに当該台帳は本件補正依頼書及び本件決定通知書に書かれているとおり事由及び根拠とされているが前述ア②(ア)のとおり当該台帳における記載内容のうち、どの箇所が事由及び根拠に当たるのかについて明示されておらず仮に不開示とされている部分が事由及び根拠になるとしても不開示のままでは審査請求人はそれを視認することができないのでやはり失当である。もっとも当該台帳に何が書かれているとしても資料20-1(2)において「虚偽文書ではないと判断できる事由及び根拠は不存在」と書かれているので当該台帳及び特定番号文書(資料21)は虚偽法人文書であり(中略)

ウ 本件決定通知書-4において開示実施方法について言及されているが審査請求人が要求していることは特定施設(中略)における閲覧及び交付である(本件開示請求書-2)。しかし(中略)これを一方的に無視しているので開示義務違反である(法14条)。(中略)相変わらず「誹謗中傷された、名誉毀損された」と嘘を吐いているがその実態は虚偽法人文書に対する糾弾であり要するに虚偽法人文書を糾弾されたくないのを応接及び情報提供から逃げているだけである。情報提供に応じないことは法46条1項に違反している(中略)。(中略)

エ 応接及び情報提供に応じることは機構がweb siteにおいて公表している個人情報保護法開示請求等の事務処理要領(資料29)にも書かれているので(中略)それ等に応じず逃げていることは当該要領にも違反している。(中略)

オ 最後に本件延長通知書に対しても論駁しておく。個人情報保護法開示請求等の事務処理要領(資料28)において延長せざるを得ない「事情を記載する」と定められているにも関わらず当該書においてそれが記載されていないので当該書は当該要領に違反している。また30日以内に開示手続を完遂できていないので法19条1項にも違反している。さらに延長できる期間は30日以内であるにも関わらずそれを超過する日にちが記載されているので法19条2項にも違反している。(当該書の作成日である8月11日の30日後は9月10日であるにも関わらず9月13日と記載されている。そもそも延長期間は「必要最小限の日数」(資料28)と定められているので一様に30日間を延長することも失当である)。(中略)

カ 以上のとおり原処分は違法かつ失当であるので取り消されなければならない。

(以下略)

## (2) 意見書

本件理由説明書(下記第3。以下同じ。)を以下のとおり論駁する。

ア 「請求保有個人情報1」

- (ア) (中略) 「コミュニケーション面等に関する記述が認められる」と書いているがそれはどこに何と書かれているのか?そしてその記述をもってなぜ「特定の事項の必要がある」と判断できるのか?
- (中略) それ等の具体的な理由説明を何一つ行っておらずこれでは本件開示請求文書は的確に特定されていないと判断するしかない。
- (イ) (中略) 本件開示請求文書として障害者台帳(資料3)を挙げているがそれは資料14-1(1)と明らかに矛盾している。すなわちそれにおいて事由及び根拠は「不存在」とされているからである。
- (ウ) (中略) 障害者台帳(資料3)に書いている内容は発達障害者支援法2条の2第2項及び3条4項に即していないので違法である。同法において「特定の事項の必要がある」とはどこにも書かれていない。
- (エ) (中略) 障害者台帳(資料3)に書いている内容は障害者の雇用の促進等に関する法律8条1項及び2項にも即していないので違法である。同法において「特定の事項の必要がある」とはどこにも書かれていない。
- (オ) (中略) 障害者台帳(資料3)に書いている内容は主治医の意見書(資料31)にも即していないので失当である。当該書において「特定の事項の必要がある」とはどこにも書かれていない。
- (カ) (中略) 障害者台帳(資料3)に書いている内容は医学書(資料4及び5)にも即していないので失当である。(中略)「特定記載A」と書いているが資料4において他人に対する批判は知的能力とされている。また「周囲から」とあるが資料14-1(1)のとおり特定職員以外に誰一人含まれていないのでこれも嘘を書いていることになる。(中略)以上のとおり(中略)書いている内容は医学的にも失当である。
- (キ) (中略) 障害者台帳(資料3)に対して不適切であり(資料22-1)不適正であり(資料32-1(1))なおかつ虚偽法人文書であること(資料20-1(2)及び資料33-1(1))が既に判明している。要するに当該台帳に書かれている内容は全て嘘であるので事由及び根拠になり得ない。
- (ク) 以上の諸点により本件開示請求文書は的確に特定されていないと断定される。何よりも原処分が資料14-1(1)と矛盾していることが致命的かつ断定的である。
- イ 障害者台帳(資料3)が部分開示であるので以下のとおり論駁する。
- (ア) 当該台帳の一部が開示されていないがこれは法14条2号ハに違反している。すなわち「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容

に係る部分」を開示しなければならないにも関わらず（中略）それを行っていないので違法である。そもそも不開示部分が協議に関する情報であればそれが「職務遂行の内容に係る」ことは自明でありなおかつ協議者達は一人を除き公務員（特定機関職員）及び独立行政法人職員（当該台帳を作成した特定職員（中略））であるのでなおさら自明である。（中略）

（イ）また当該台帳は不適切であり（資料 2 2 - 1）不適正であり（資料 3 2 - 1（1））なおかつ虚偽法人文書であること（資料 2 0 - 1（2）及び資料 3 3 - 1（1））が既に判明しており審査請求人に対する障害者支援は何一つ行われておらずなおかつ審査請求人の生活も不当に虐げられているのでそれを保護するために法 1 4 条 3 号柱書きに基づいて不開示部分も開示されなければならない。

（ウ）一方で（中略）法 1 4 条 4 号を挙げているがいかなるおそれがあるのかについて具体的に何一つ答えていないので行政手続法 8 条 1 項に違反している。

ウ 「請求保有個人情報 2 及び 3」

（ア）本件開示請求文書 3 件は「相互に密接な関連」があるにも関わらずそれを認めていないので個人情報保護法開示請求等の事務処理要領（資料 2 7）- 第 5 - 1 に違反している。

（イ）そもそも当該文書 3 件はいずれも特定所長 A（中略）が作成（関与）した応接記録であるのでそれ等に「相互に密接な関連」があると判断できるのは当然である。

（ウ）またこれにより開示請求手数料が過大になっているのでその分を返金しろ（本件納付依頼書 - 2）。

エ 「請求保有個人情報 4 及び 5」

（ア）（中略）「審査請求人から（中略）実施していない」と書いているがこれは資料 3 4 及び 3 5 と矛盾している。まず前者において応接に同席していた特定市町村特定センターが記録を残しており次いで後者において「暴力的な行為を行っている」と書かれておりこれは応接記録が存在しなければその場にいなかった特定課長 A に知り得ないことである。また諮問庁が w e b s i t e において公開している個人情報保護法開示請求等の事務処理要領（資料 2 9）によれば請求者に対して情報提供を行い応接も行いその内容を記録するとされているので「応接を実施していない」ことはあり得ない。そもそもその場にいた審査請求人自身が応接を受けたと認めているのでその場にいなかった特定課長 A に判断できるわけがない。

（イ）（中略）本件開示請求文書が不存在と答えているがなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法 8 条 1 項に違反して

いる。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが（資料13－8頁）（中略）今回もそれを無視している（中略）。（中略）「応接を実施していない」からと強弁しているがそれでは前述した個人情報保護法開示請求等の事務処理要領に違反している。したがって（中略）なぜ当該要領に違反して「応接を実施していない」のかについても行政手続法8条1項に基づいて答えなければならないがそれは本件理由説明書に書かれていない。したがってこれにより（中略）本件理由説明書に嘘を書いていると判断される。

オ 「請求保有個人情報6」

（ア）（略）

（イ）（中略）「該当する記録は確認できず」と書いているが障害者台帳（資料3）2頁，3頁及び7頁に「サンダル」と書かれているので明らかに事実と異なっている。当該台帳に「サンダル」と書かれているのでそれに係る決裁原議書を本件開示請求文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。

（ウ）（中略）資料9及び10において「特定施設から報告を受けた」と認めており当該報告記録が本件開示請求文書に当たるので法14条に基づいてそれを開示しろ。

（エ）資料9及び10に係る決裁原議書が存在すればそれも本件開示請求文書に当たるので法14条に基づいて開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。

（オ）（中略）本件開示請求文書が不存在と答えているがなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが（資料13－8頁）（中略）今回もそれを無視している（中略）。

カ 「請求保有個人情報7」

（ア）（中略）資料9及び10において「特定施設から報告を受けた」と認めており当該報告記録が本件開示請求文書に当たるので法14条に基づいてそれを開示しろ。

（イ）資料9及び10に係る決裁原議書が存在すればそれも本件開示請求文書に当たるので法14条に基づいて開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公

文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。

(ウ) (中略) 本件開示請求文書が不存在と答えているがなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが(資料13-8頁)(中略)今回もそれを無視している(中略)。

(エ) (中略) 資料18において「警察より問合せがあった際には、積極的に協力いたします」と書いているので特定機関に確認した内容及び経緯を説明できないことはあり得ず仮に説明できなければ損害賠償請求訴訟において(中略)証人喚問して答えさせるしかない(資料19)。なお資料7及び8のとおり当の特定機関担当部長は(中略)否定しているので(中略)資料9及び10に嘘を書いていることはもはや疑いのない事実である。

キ 最後に本件諮問が失当であることについても論駁しておく。諮問庁がwebsiteにおいて公開している個人情報保護法開示請求等の事務処理要領(資料36)によると諮問は「遅くとも90日を超えない」と定められているにも関わらず本件諮問は審査請求日から90日を超えているので明らかに失当である。ところで当該要領によると審査請求日から諮問するまでに90日を超えた事案について国民に公表するようであるのでそれになれば本件諮問はいずれ公表されることになる。

ク 以上のとおり原処分は違法かつ失当であるので取り消されなければならない。

ケ 補記

決裁原議書(案文を含む)について補記しておく。(中略)当該書において審査請求人の氏名等が書かれていないことをもって保有個人情報に該当しないと強弁しているが総務省情報公開・個人情報保護審査会は当該書に書かれている文書番号により審査請求人を識別することができるので当該情報に該当すると判断している(資料37-4頁)。したがって仮に本件開示請求における事由及び根拠が当該書に書かれていればそれは本件開示請求文書に該当するので法14条に基づき開示しなければならずそのようになれば原処分は違法かつ失当として取り消されなければならない。

(以下略)

### 第3 諮問庁の説明の要旨

本件審査請求にあつては、以下の理由により原処分維持が適当であると考える。

令和3年7月7日付け（受付日同年7月14日）で審査請求人から法13条1項の規定に基づく別紙の3に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）があり、本件対象保有個人情報の特定を行うため、審査請求人に対し補正を行ったところ、別紙の3（1）について請求の取下げがあった。

本件開示請求について、機構は、請求保有個人情報1に該当する文書として、別紙の2（1）障害者台帳を特定し、その記録の一部は法14条4号に該当するため、一部不開示とし、請求保有個人情報2に該当する文書として、別紙の2（2）応接記録票 特定年月日A及びBを特定し、請求保有個人情報3に該当する文書として、別紙の2（3）応接記録票 特定年月日Cを特定し、それぞれ開示した。請求保有個人情報4ないし7については、該当する保有個人情報を保有しておらず、不開示とする決定を行った（原処分）。審査請求人は、原処分について文書の特定が適切ではないとして取消しを主張している。

別紙の2（1）障害者台帳とは、審査請求人に関する職業評価の結果や職業相談の記録等、個人情報が集約された文書である。また、別紙の2（2）及び（3）の応接記録票とは、開示請求に係る相談・案内を行った場合に、必要に応じて記録する様式である。

なお、原処分の理由等は以下に掲げる1ないし5のとおりである。

#### 1 請求保有個人情報1

特定職員が作成した障害者台帳には、今後の支援の方向性を提案する「職業リハビリテーション計画」が含まれており、当該計画の中に、特定の事項の必要があると記載があることについて、その必要性を裏付ける事由及び根拠が記録された文書と解される。これについては、当該障害者台帳の「評価結果」欄に、コミュニケーション面等に関する記述が認められることから、機構は、本件対象保有個人情報として別紙の2（1）障害者台帳を特定し、開示決定をしたものである。なお、障害者台帳の記録の一部は、ケース会議を踏まえた協議の内容等が記載されており、当該部分を開示すると、担当者が紛争を避けるために、硬直的かつ形式的な検討しか行わないなど、関係者間の率直な意見交換がなされなくなる懸念が生じるおそれがあり、法14条4号に該当するため不開示とした。

#### 2 請求保有個人情報2及び3

機構は、本件対象保有個人情報として別紙の2（2）及び（3）応接記録票特定年月日AないしCを特定し、開示決定をしたものである。なお、応接記録票について、年度ごとに管理をしていることから、同一年度である請求保有個人情報2を1件、異なる年度である請求保有個人情報3を1件として計上したものである。

#### 3 請求保有個人情報4及び5

特定年月日D及びEについては、特定施設において、審査請求人から提出された開示請求書の預かりや、保有個人情報の開示の実施を行ったのみであり、いずれも応接を実施していないため、当該日における応接記録票は保有していないことから、不存在としたものである。

#### 4 請求保有個人情報 6

請求保有個人情報 6 について、障害者台帳を確認したところ、審査請求人が主張する内容に関して、該当する記録は確認できず、また、他に職業評価及び職業相談の記録等に関する個人情報を保有していないことから、不存在としたものである。

#### 5 請求保有個人情報 7

請求保有個人情報 7 は、過去に機構が審査請求人からの問合せに回答したメールに関し、「特定機関に確認した」と回答した事由及び根拠が記録された文書と解されるが、障害者台帳等を確認したところ、該当する記録は確認できず、また、他に該当する個人情報を保有していないことから、不存在としたものである。

以上のことから、機構が本件開示請求に対し、該当する保有個人情報を特定し、法 18 条 1 項の規定に基づき開示決定とした原処分は妥当である。

### 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 3 年 1 2 月 2 8 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和 4 年 1 月 2 5 日 審議
- ④ 同月 2 7 日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年 1 2 月 2 2 日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 令和 5 年 1 月 2 0 日 審議

### 第 5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、請求保有個人情報 1 ないし請求保有個人情報 3 につき、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法 14 条 4 号に該当するとして不開示とし、請求保有個人情報 4 ないし請求保有個人情報 7 につき、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び請求保有個人情報 4 ないし請求保有個人情報 7 の保有の有無について検討するとともに、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

#### 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び請求保有個人情報 4 ないし請



求保有個人情報7の保有の有無について

- (1) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））及び意見書（同（2））において、本件請求保有個人情報につき、的確に特定されておらず、新たに決裁文書等を特定すべき旨主張する。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該審査請求人の主張について確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 理由説明書（上記第3）のとおり、障害者台帳以外に職業評価及び職業相談の記録等に関する個人情報を保有しておらず、障害者台帳は、担当職員が面接、各種検査等の実施により収集した諸情報等を取りまとめているものであり、決裁文書は作成していない。

また、特定年月日F及びGメールの発出に当たっては、決裁を取っておらず、決裁文書は保有していない。

イ 応接記録票は、個人情報保護法開示請求等の事務処理要領において「必要に応じて」記録するものとされており、特定年月日D及びEは、審査請求人から提出された開示請求書の預かりや、保有個人情報の開示の実施を行ったのみであったため、応接記録票を作成しなかったものである。

ウ なお、請求保有個人情報6及び請求保有個人情報7に関して、審査請求人が特定すべき旨主張する「報告」について、当該文書の存在が確認できないことから、審査請求人の求める保有個人情報は存在せず、不存在としたものである。

- (2) 障害者台帳の作成経緯等に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、機構において、本件対象保有個人情報の外に、請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報3に該当する保有個人情報を保有しているとは認められず、また、請求保有個人情報4ないし請求保有個人情報7を保有しているとは認められない。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象保有個人情報のうち、「障害者台帳」の一部が不開示とされていると認められる。

- (2) 不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

不開示部分には、機構、特定市町村特定センター及び特定公共職業安定所の間で行われた、ケース会議を踏まえた協議の内容、担当者の意見等が具体的に記載されており、当該部分を開示すると、担当者が苦情や非難、いわれのない誹謗中傷を受ける対象になりかねず、紛争を避けるために硬直的かつ形式的な検討しか行わないなど、関係者間の率直な意見交換がなされなくなるおそれがあることから、法14条4号に該当す

る。

- (3) 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、諮問庁の上記説明のとおり、不開示部分には、機構、特定市町村特定センター及び特定公共職業安定所の間で行われた、就労支援に係る協議の内容、担当者の意見等が具体的に記載されていると認められ、当該部分を開示すると、関係者間の率直な意見交換がなされなくなるおそれがあるとする上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法14条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 付言

本件開示決定通知書には、不存在に係る不開示の理由として「当該保有個人情報を含む法人文書の存在を確認することができないため」とのみ記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由として不開示とする際には、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を当初から取得していないのか、あるいは取得した後に廃棄したのかなど、なぜ当該文書が存在しないのかについても理由として示すことが求められる。

したがって、原処分における理由の提示は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

#### 6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、請求保有個人情報1ないし請求保有個人情報3につき、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条4号に該当するとして不開示とし、請求保有個人情報4ないし請求保有個人情報7につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したこと及び請求保有個人情報4ないし請求保有個人情報7を保有していないとして不開示としたことはいずれも妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 泉本小夜子、委員 磯部 哲

## 別紙

### 1 本件請求保有個人情報

請求保有個人情報 1 特定職員が職業リハビリテーション計画に、特定の事項の必要があると記載したことについて、その必要性を裏付ける事由及び根拠

請求保有個人情報 2 特定施設における応接記録（特定年月日 A 及び B）

請求保有個人情報 3 特定施設における応接記録（特定年月日 C）

請求保有個人情報 4 特定施設における応接記録（特定年月日 D）

請求保有個人情報 5 特定施設における応接記録（特定年月日 E）

請求保有個人情報 6 特定職員がケース会議時に発言した「サンダルを止めなければならない」とする事由及び根拠

請求保有個人情報 7 特定課長 A が「特定機関に確認した」という嘘を回答した事由及び根拠

### 2 本件対象保有個人情報が記録された法人文書

(1) 障害者台帳

(2) 応接記録票 特定年月日 A 及び B

(3) 応接記録票 特定年月日 C

### 3 補正前の開示請求書の記載

(1) 特定課長 B が開示実施方法（資料 1）に係る問合せ（資料 2）に答えず無視して逃げている事由及び根拠を開示請求する。

(2) 特定職員（中略）が障害者台帳 5 頁（Ⅲ 職業リハビリテーション計画（1） 支援計画）（資料 3）に「特定記載 A 及び B は理解できるが、特定の事項の必要がある。」と書いているのでその必要を裏付ける事由及び根拠を開示請求する。なお医学書（資料 4）において他人に対する批判は知的能力とされているので（中略）書いていることは医学的に全くの虚偽である。（中略）

(3) 特定職員（中略）が c a s e 会議時に「あっ、……、発達障害は理解出来るけどサンダルはやめるとか…」（資料 6）と言っているので s a n d a l を止めなければならない事由及び根拠を開示請求する。

(4) 特定機関が「確認されていない」と否認しているにも関わらず（資料 7 及び 8）当時の特定課長 A が「特定機関に確認した」（資料 9 及び 10）という嘘を吐いている事由及び根拠を開示請求する。

(5) 特定施設における応接記録を開示請求する。応接日及び応接した所長は下記のとおりである。

① 特定年月日 A 水曜日 特定所長 C

② 特定年月日 B 火曜日 同上

- ③ 特定年月日C木曜日 同上
- ④ 特定年月日D水曜日 特定所長D
- ⑤ 特定年月日E金曜日 同上

別表

本件開示請求文書	本件補正依頼書 本件決定通知書	論駁
<p>① 特定課長 B が開示実施方法（資料 1）に係る問合せ（資料 2）に答えず無視して逃げている事由及び根拠</p>	<p>不存在</p>	<p>問合せ（資料 2）に対して回答文書（資料 1 1）が届いたので本件開示請求文書を取り消している（資料 1 2）。本件納付依頼書 - 1 も参照せよ。</p>
<p>② 特定職員（中略）が障害者台帳 5 頁（Ⅲ 職業リハビリテーション計画（1）支援計画）（資料 3）に「特定記載 A 及び B は理解できるが、特定事項の必要がある。」と書いているのでその必要を裏付ける事由及び根拠</p> <p>なお医学書（資料 4）において他人に対する批判は知的能力とされているので（中略）書いていることは医学的に全くの虚偽である。（中略）</p>	<p>（中略）障害者台帳（資料 3）</p> <p>補記 1 資料 2 4 - 4 に記載されているとおりに（中略）開示の実施に応じていない。また審査請求人は申出書（資料 2 5）を提出しているが（中略）これも無視して開示の実施に応じておらずこれは個人情報保護法開示請求等の事務処理要領（資料 2 6） - 第 4 - 1 - （1）に違反している。</p> <p>補記 2 （中略）障害者台帳（資料 3）が虚偽法人文書である根拠は資料 2 0 - 1 - （2）である。</p> <p>補記 3</p>	<p>（ア）障害者台帳（資料 3）のどこに書かれている内容が事由及び根拠に当たるのか？当該箇所を明示した上でなぜそれが事由及び根拠に当たるのかについて公文書等の管理に関する法律 4 条及び 1 1 条 1 項を踏まえて理由説明しろ。その跡付け検証ができなければ本件開示請求文書は的確に特定されていないと断定される。</p> <p>（イ）資料 1 4 - 1 - （1）において「特定職員が開示請求者に対し「批判を止めろ」と提案している事由及び根拠」「「周囲から」に特定職員以外が含まれることを裏付ける根拠」は「不存在」と書かれているので本件補正依頼書及び本件決定通知書と矛盾してい</p>

	<p>(中略) 障害者台帳 (資料3) が不適切である根拠は資料22-1である。</p> <p>補記4 医学書 (資料4) において「他人に対する批判は知的能力」とされているので (中略) 障害者台帳 (資料3) に書いている内容はこれに反している。</p> <p>補記5 (略)</p>	<p>る。</p> <p>(ウ) (中略) 障害者台帳 (資料3) に書いている内容は法定されている障害者支援と全く一致していない。法定されている障害者支援は下記のとおりである。</p> <p>・<u>発達障害者支援法</u> (定義)</p> <p>第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、 「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。</p> <p>3 <u>この法律において「社会的障壁」とは、発達障害がある者にとって日常生活又は社会</u></p>
--	--	---

		<p><u>生活を営む上で障壁となるような社会における事物，制度，慣行，観念その他一切のものをいう。</u></p> <p>4 この法律において「発達支援」とは，発達障害者に対し，その心理機能の適正な発達を支援し，及び円滑な社会生活を促進するため行う個々の発達障害者の特性に対応した医療的，福祉的及び教育的援助をいう。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第二条の二 発達障害者の支援は，全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され，地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことを旨として，行われなければならない。</p> <p><u>2 発達障害者の支援は，社会的障壁の除去に資することを旨として，行われなければならない。</u></p> <p>3 発達障害者の支援は，個々の発達障害者の性別，年齢，障害の状態及び生活の実態に</p>
--	--	--

		<p>応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない。</p> <p>・ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u></p> <p>(基本理念)</p> <p>第一条の二 <u>障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、</u>全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と</p>
--	--	--



		<p>生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに<u>障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。</u></p>
<p>③ 特定職員（中略）がc a s e会議時に「あっ、……、発達障害は理解出来るけどサンダルはやめるとか…」（資料6）と言っているのでs a n d a lを止めなければならない事由及び根拠</p>	<p>不存在</p> <p>補記1 （中略）障害者台帳（資料3）が虚偽法人文書である根拠は資料20-1-（2）である。</p> <p>補記2 （中略）障害者台帳（資料3）が不適切である根拠は資料22-1である。</p> <p>補記3（略）</p>	<p>（ア）s a n d a lについて障害者台帳（資料3）2頁、3頁及び7頁に書かれているのでそれに係る原議書（決裁文書）を本件開示請求文書として開示しろ。原議書（決裁文書）であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。</p> <p>（イ）s a n d a lについて障害者台帳（資料3）2頁、3頁及び7頁に書かれていること自体は確かであるがその内容は全て嘘であ</p>

		<p>り実際のやり取りは資料 15 のとおりである。例えば（中略）「感覚過敏あり」「靴の圧迫感」（資料 3 - 1 頁）と書いているが実際のやり取り（資料 15）においてそれ等は存在せずそれゆえに嘘を書いていると断定される。障害者台帳（資料 3）は議事録でないにしてもそれが発言どおりに作成されていないのである（資料 6）。また機構職員が審査請求人になっている事件（資料 17）においても当該請求人は「詳細な会話内容が記載されていたが、私自身が話した内容と一致しない。」（資料 17 - 2 頁）と主張しているので（中略）障害者台帳（資料 3）に限らず法人文書全般において嘘が書かれている、すなわち法人文書全般が虚偽法人文書であると強く推認される。</p> <p>（ウ）仮に本件開示請求文書が不存在としてもなぜ不存在であるのかについて書かれていないので行政手続法 8 条 1 項に違反してい</p>
--	--	---

		<p>る。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが（資料13-8頁）（中略）今回もそれを無視している（中略）。</p> <p>（エ）特定職員（中略）が言っている内容は法定されている障害者支援と全く一致していない。法定されている障害者支援は下記のとおりである。</p> <p>（以下、上記②（ウ）と同じ。）</p>
<p>④ 特定機関が「確認されていない」と否認しているにも関わらず（資料7及び8）当時の特定課長Aが「特定機関に確認した」（資料9及び10）という嘘を吐いている事由及び根拠</p>	<p>不存在</p> <p>補記</p> <p>（中略）特定番号文書（資料21）が虚偽法人文書である根拠は資料20-1-（2）である。</p>	<p>（ア）資料9及び10に係る原議書（決裁文書）を本件開示請求文書として開示しろ。原議書（決裁文書）であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。</p> <p>（イ）仮に本件開示請求文書が不存在としてもなぜ不存在であるのかについて書かれていないので行政手続法8条1項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行</p>

		<p>っているが（資料13－8頁）（中略）今回もそれを無視している（中略）。</p> <p>（ウ）（中略）資料18において「警察より問合せがあった際には、積極的に協力いたします」と書いているので特定機関に確認した内容及び経緯を説明できないことはあり得ず仮に説明できなければ損害賠償請求訴訟において（中略）証人喚問して答えさせるしかない（資料19）。</p>
<p>⑤ 特定施設における 応接記録     応接日及び応接した     所長は下記のとおり     である。</p> <p>① 特定年月日A水曜日     特定所長C</p> <p>② 特定年月日B火曜日     同上</p> <p>③ 特定年月日C木曜日     同上</p> <p>④ 特定年月日D水曜日     特定所長D</p> <p>⑤ 特定年月日E金曜日     同上</p>	<p>①なし③ 存在 ④及び⑤ 不存在</p>	<p>（ア）本件開示請求文書①ないし③は「相互に密接な関連」があるにも関わらずそれを認めていないので個人情報保護法開示請求等の事務処理要領（資料27）－第5－1に違反している。そもそも当該文書①ないし③はいずれも特定所長Cが作成した応接記録であるのでそれ等に「相互に密接な関連」があると判断できるのは当然である。またこれにより開示請求手数料が過大になっているのでその分を返金しろ（本件納付依頼書－2）。</p>

		<p>(イ) 個人情報保護法開示請求等の事務処理要領(資料23) - 第1-1-(3)において応接記録を作成するように記載されているので本件開示請求文書④及び⑤も存在するはずである。そもそも当該文書①ないし③が存在するにも関わらずなぜ当該文書④及び⑤は存在しないのか?これを言い換えると特定所長Cが応接記録を作成しているにも関わらずなぜ特定所長Dはそれを作成していないのかである。両者において存否が一致していないことは極めて不自然であるのでこれについて理由説明しろ。</p> <p>(ウ) 仮に本件開示請求文書④及び⑤が不存在としてもなぜ不存在であるのかについて書かれていないので行政手続法8条1項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが(資料13-8頁)(中略)今回もそれを無視している(中略)。</p>
--	--	--